【意匠法:論点】

部分意匠に係る意匠登録出願と他の部分意匠及び全体意匠に係る意匠登録出 願の関係、並びに部分意匠に係る意匠権の効力の及ぶ範囲についての理解を問 う。

(1)

考えられる手続(部分意匠又は全体意匠に係る意匠登録出願、関連意匠制度の利用等)。

意匠登録の可能性(意匠の類否、先後願関係、意匠法第3条の2の適用可能性等)。

(2)

意匠権侵害の要件。

部分意匠に関する意匠の類否判断。

意匠権が消尽した旨の反論に対する再反論。